

議案第24号

鳥栖市立小、中学校の管理に関する規則の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和4年11月9日

鳥栖市教育委員会  
教育長 佐々木 英利

(提案理由)

鳥栖市立小、中学校の管理に関する規則の一部を改正したいため、鳥栖市教育委員会の権限の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則第2条第1項第9号の規定によりこの案を提出する。

## 鳥栖市立小、中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則案の概要

### 1 改正の理由

完全学校週5日制（学校教育法施行規則第61条）に拘束される中、現在の春季休業日は、4月1日から5日までの5日間と規定している。春季休業日に土日が含まれる場合、新学期の準備に十分な時間が確保できないため、春季休業日を1日間延長する。

### 2 改正の内容

春季休業日を次のとおり改める。

改正前	改正後
4月1日から4月5日まで。ただし、第1学年に限り4月1日から入学式を行う前日（前日が日曜日の場合は前々日）まで	4月1日から4月6日まで。ただし、第1学年に限り4月1日から入学式を行う前日（前日が日曜日の場合は前々日）まで

### 3 施行日

令和5年4月1日

〔参考〕学校教育法施行規則

第61条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第3号に掲げる日を除き、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長。第3号において同じ。）が必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 学校教育法施行令第29条第1項の規定により教育委員会が定める日

第79条 第41条から第49条まで、第50条第2項、第54条から第68条までの規定は、中学校に準用する。  
以下略

## 鳥栖市立小、中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

鳥栖市立小、中学校の管理に関する規則（昭和32年教委規則第12号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(休業日) 第25条 休業日は法令に定めるもののほか、次のとおりとする。 (1) 春季休業日 4月1日から <u>4月5日</u> まで。ただし、第1学年に限り4月1日から入学式を行う前日（前日が日曜の場合は前々日）まで (2)～(4) 略 2 略	(休業日) 第25条 休業日は法令に定めるもののほか、次のとおりとする。 (1) 春季休業日 4月1日から <u>4月6日</u> まで。ただし、第1学年に限り4月1日から入学式を行う前日（前日が日曜の場合は前々日）まで (2)～(4) 略 2 略

### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

